

北京市高級人民法院による
知的財産権侵害及び不正競争事件における
損害賠償の確定に関する指導的意見
及び法定賠償の裁判基準
(2020 年)

北京市高級人民法院知的財産法廷
2020 年 4 月

目次

| | |
|-------------------------------|---|
| 第一章 基本規定 | 1 |
| 1.1【損害賠償の確定原則】 | 1 |
| 1.2【賠償算定方法及び順序】 | 1 |
| 1.3【賠償算定方法の挙証】 | 1 |
| 1.4【賠償算定方法の種類】 | 2 |
| 1.5【賠償算定方法が明確にされない場合の結果】 | 2 |
| 1.6【賠償金額の解釈】 | 2 |
| 1.7【実際の損失と権利侵害により獲得した利益の確定】 | 2 |
| 1.8【裁量的賠償の適用】 | 3 |
| 1.9【合理的な使用許諾料】 | 3 |
| 1.10【法定賠償の適用】 | 3 |
| 1.11【法定賠償の説明】 | 4 |
| 1.12【法定賠償金額の確定】 | 4 |
| 1.13【懲罰的賠償の適用条件】 | 4 |
| 1.14【懲罰的賠償の適用方法】 | 4 |
| 1.15【懲罰的賠償における「悪意」の認定】 | 4 |
| 1.16【商標権侵害における「情状が深刻な場合」の認定】 | 5 |
| 1.17【営業秘密侵害における「情状が深刻な場合」の認定】 | 5 |
| 1.18【懲罰的賠償の「基数」】 | 6 |
| 1.19【懲罰的賠償の「倍数」】 | 6 |
| 1.20【懲罰的賠償と行政過料、刑事罰金との関係】 | 6 |
| 1.21【約定賠償の適用】 | 7 |
| 1.22【合理的な支出の確定原則】 | 7 |
| 1.23【合理的な支出における弁護士費用の確定】 | 7 |
| 1.24【関連事件の合理的な支出】 | 7 |
| 1.25【精神的損害賠償の適用】 | 7 |
| 1.26【挙証妨害の適用範囲】 | 8 |
| 1.27【挙証妨害の適用条件】 | 8 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| 1. 28【挙証妨害の解釈及び結果】 | 8 |
| 1. 29【賠償証拠の保全】 | 8 |
| 1. 30【賠償証拠の秘密保持】 | 8 |
| 第二章 文字作品に係る法定賠償の裁判基準 | 9 |
| 2. 1【一般的な考慮要素】 | 9 |
| 2. 2【特別な考慮要素】 | 9 |
| 2. 3【使用許諾料を参照した基本的賠償基準】 | 9 |
| 2. 4【業界の利益率を参照した基本的賠償基準その1】 | 10 |
| 2. 5【業界の利益率を参照した基本的賠償基準その2】 | 10 |
| 2. 6【権利侵害複製品の最低数量の参照基準】 | 10 |
| 2. 7【オンライン拡散数を参照した基本賠償基準】 | 10 |
| 2. 8【原稿料を参照した基本的賠償基準】 | 11 |
| 2. 9【その他の基本的賠償基準】 | 11 |
| 2. 10【ダウンロード又はオンライン聴取の同時提供に係る酌量増額基準】 | 11 |
| 2. 11【広告への使用に係る酌量増額基準】 | 11 |
| 2. 12【映画・テレビへの使用に係る酌量増額基準】 | 12 |
| 2. 13【知名度に係る酌量増額基準】 | 12 |
| 2. 14【権利侵害の情状が深刻な場合の酌量増額基準】 | 12 |
| 2. 15【酌量増額状況の累算】 | 13 |
| 2. 16【酌量減額状況】 | 13 |
| 第三章 音楽作品に係る法定賠償の裁判基準 | 13 |
| 3. 1【特別な考慮要素】 | 13 |
| 3. 2【複製、発行、オンライン再生の基本的賠償基準】 | 13 |
| 3. 3【再生・ダウンロードの同時提供に係る酌量増額基準】 | 14 |
| 3. 4【ライブ公開演出の基本的賠償基準】 | 14 |
| 3. 5【経営場所でのバックグラウンドミュージック再生の基本的賠償基準】 | 14 |
| 3. 6【音楽作品放送の基本的賠償基準】 | 15 |
| 3. 7【ライブ配信の基本的賠償基準】 | 15 |
| 3. 8【広告への使用に係る酌量増額基準】 | 15 |
| 3. 9【知名度に係る酌量増額基準】 | 15 |

| | | |
|-------|----------------------------------|----|
| 3. 10 | 【権利侵害の情状が深刻な場合の酌量増額基準】 | 15 |
| 3. 11 | 【酌量減額状況】 | 16 |
| 第四章 | 美術作品に係る法定賠償の裁判基準 | 16 |
| 4. 1 | 【特別な考慮要素】 | 16 |
| 4. 2 | 【複製、発行数を参照した基本的賠償基準】 | 16 |
| 4. 3 | 【複製、発行、映写、オンライン拡散の基本的賠償基準】 | 16 |
| 4. 4 | 【展示の基本的賠償基準】 | 16 |
| 4. 5 | 【映画・テレビへの使用に係る酌量増額基準】 | 17 |
| 4. 6 | 【広告への使用に係る酌量増額基準】 | 17 |
| 4. 7 | 【その他の商業利用に係る酌量増額基準】 | 17 |
| 4. 8 | 【知名度に係る酌量増額基準】 | 17 |
| 4. 9 | 【権利侵害の情状が深刻な場合の酌量増額基準】 | 18 |
| 4. 10 | 【酌量減額状況】 | 18 |
| 第五章 | 撮影作品に係る法定賠償の裁判基準 | 18 |
| 5. 1 | 【特別な考慮要素】 | 18 |
| 5. 2 | 【複製、発行数を参照した基本的賠償基準】 | 19 |
| 5. 3 | 【複製、発行、映写、オンライン拡散の基本的賠償基準】 | 19 |
| 5. 4 | 【VR パノラマ撮影作品に係る酌量増額基準】 | 19 |
| 5. 5 | 【スポーツ試合等の大型イベントの現場撮影作品に係る酌量増額基準】 | 19 |
| 5. 6 | 【酌量減額状況】 | 19 |
| 5. 7 | 【準用】 | 20 |
| 第六章 | ビデオ作品・製品に係る法定賠償の裁判基準 | 20 |
| 6. 1 | 【ビデオの範囲】 | 20 |
| 6. 2 | 【特別な考慮要素】 | 20 |
| 6. 3 | 【放送、放映の基本的賠償基準】 | 20 |
| 6. 4 | 【オンライン再生課金を参照した基本賠償基準】 | 21 |
| 6. 5 | 【オンライン再生の基本賠償基準】 | 21 |
| 6. 6 | 【再生・ダウンロードの同時提供に係る酌量増額基準】 | 21 |
| 6. 7 | 【インターネットカフェでの再生の基本的賠償基準】 | 21 |
| 6. 8 | 【VOD 再生の基本賠償基準】 | 22 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 6.9【カラオケ経営者に係る考慮要素】 | 22 |
| 6.10【カラオケ経営者に係る基本的賠償基準】 | 22 |
| 6.11【断片分割の基本的賠償基準】 | 22 |
| 6.12【知名度に係る酌量増額基準】 | 23 |
| 6.13【権利侵害の情状が深刻な場合の酌量増額基準】 | 23 |
| 6.14【酌量減額状況】 | 23 |
| 第七章 商標権侵害に係る法定賠償の裁判基準 | 23 |
| 7.1【考慮要素】 | 23 |
| 7.2【考慮証拠】 | 24 |
| 7.3【生産者に係る基本的賠償基準】 | 24 |
| 7.4【オフライン販売による直接権利侵害の基本的賠償基準】 | 24 |
| 7.5【オンライン販売による直接権利侵害の基本的賠償基準】 | 24 |
| 7.6【販売者による直接権利侵害に係る酌量増額基準】 | 25 |
| 7.7【権利侵害幫助の賠償基準】 | 25 |
| 7.8【知名度に係る酌量増額基準】 | 25 |
| 7.9【権利侵害の情状が深刻な場合の酌量増額基準】 | 25 |
| 7.10【一括権利擁護に係る酌量減額状況】 | 26 |
| 7.11【その他の酌量減額状況】 | 26 |
| 第八章 不正競争行為に係る法定賠償の裁判基準 | 26 |
| 8.1【適用範囲】 | 26 |
| 8.2【考慮要素】 | 26 |
| 8.3【「模倣」行為の基本的賠償基準】 | 27 |
| 8.4【複数の「模倣」行為の算定】 | 27 |
| 8.5【「模倣」商品販売に係る賠償の参考】 | 27 |
| 8.6【営業秘密侵害に係る賠償の考慮要素】 | 27 |
| 8.7【複数の営業秘密侵害の算定】 | 27 |
| 8.8【営業秘密侵害商品の販売に関する免責】 | 28 |
| 8.9【商業的中傷の基本的賠償基準】 | 28 |
| 8.10【インターネット上の不正競争行為に係る賠償の考慮要素】 | 28 |
| 付則 | 28 |

知的財産権侵害及び不正競争事件を適切に審理し、知的財産保護の水準を向上させ、裁判基準を統一し、知的財産の市場価値と調和した損害賠償体制を構築するために、「中華人民共和国著作権法」「中華人民共和国商標法」「中華人民共和国専利法」「中華人民共和国反不正競争法」等の関連法律及び最高人民法院の関連司法解釈の規定に従い、北京市の裁判業務の関連実践を踏まえ、知的財産権侵害及び不正競争事件における損害賠償の確定、並びに著作権、商標権侵害及び不正競争事件における法定賠償の適用に係る考慮要素と裁判基準について、以下の通り意見を制定した。

第一章 基本規定

1.1 【損害賠償の確定原則】

損害賠償の確定にあたって、知的財産の市場価値による指向を堅持し、補填原則に従い、補償を主要手段、懲罰を補足手段とする損害賠償の司法認定体制を反映する。

被告は過失により他人の知的財産権を侵害したり不正競争行為を実施したりして、損害を引き起こした場合、損害賠償責任を負わなければならない。

1.2 【賠償算定方法及び順序】

当事者は、権利者の実際の損失、権利侵害者の獲得した利益、使用許諾料、法定賠償の順序で、具体的な賠償算定方法を提案しなければならない。

当事者が後続の賠償算定方法を選択した場合は、先行順の賠償算定方法で賠償金額を確定することが困難であると推定することができる。ただし、反対証拠がある場合を除く。

当事者は、合意した他の合理的な方式で、具体的な賠償算定方法を提案することもできる。

1.3 【賠償算定方法の挙証】

原告は、具体的な賠償金額、賠償算定方法を明確にするとともに、提案した賠償算定方法によって挙証しなければならない。被告は、原告の主張した賠償金額と賠償算定方法を

承認しない場合、具体的な賠償算定方法を提案するとともに、対応する挙証を行うこともできる。

当事者は、具体的な賠償金額を証明することは可能であり、賠償金額の合理的な範囲を証明することも可能である。精算するは可能であり、概算することも可能である。

1.4【賠償算定方法の種類】

同一の事件において、当事者は同一の被疑行為に対して複数の賠償算定方法を同時に提案でき、異なる被疑行為に対してそれぞれの賠償算定方法を提案することもできる。

1.5【賠償算定方法が明確にされない場合の結果】

原告が賠償金額のみを提案しており、解釈後にも具体的な賠償算定方法を提案せずかつ対応する証拠を提出しなかった場合は、その挙証責任の転換に関する主張について一般的に支持しない。

上記原告が第一審判決の賠償金額を不服として上訴した場合、十分な理由及び証拠がない限り、第二審法院は第一審判決で確定された賠償金額について一般的に調整しない。

1.6【賠償金額の解釈】

当事者から具体的な賠償算定方法及び対応する証拠が既に提出された場合、判決書には算定方法の合理性及び証拠の信憑性を評述し、かつ判決で採用された賠償算定方法を詳しく解釈した上で、賠償金額を確定しなければならない。

1.7【実際の損失と権利侵害により獲得した利益の確定】

権利者の実際の損失及び権利侵害者の獲得した利益を確定するにあたって、証拠規則を活用し、優勢証拠基準を適用し、知的財産の市場価値、貢献度等の合理的な要素を考慮しなければならない。

権利侵害者の獲得した利益の確定は、一般的に営業利益を基準とする。被告が完全に権利侵害を事業とした場合、販売利益を基準とすることができる。

原告が確かに営業上の信用を自ら修復する必要がある場合、ビジネス上の信用の修復の

ために既に実際に支出した合理的な広告費は、実際の損失を確定するための考慮要素とすることができる。

1.8【裁量的賠償の適用】

裁量的賠償は法定賠償ではなく、権利者の実際の損失又は権利侵害者の獲得した利益の概算に該当する。

権利者の実際の損失又は権利侵害者の獲得した利益が明らかに法定賠償限度額の範囲外にあることを証明できる証拠がある場合、事件全体の証拠状況を総合し、法定限度額以外に賠償金額を合理的に確定することができる。

1.9【合理的な使用許諾料】

使用許諾料を参照して賠償金額を確定する場合、一般的に比較できる合理的な使用許諾料を下回らないものとする。

合理的な使用許諾料を認定するにあたって、次の各号に掲げる要素を総合的に考慮することができる。

(1) 使用許諾契約が実際に履行されているか、請求書、支払証書等の対応する証拠があるか。

(2) 使用許諾契約が届け出られたか。

(3) 使用許諾された権利、方式、範囲、期間等の要素と被疑行為との間に比較可能性があるか。

(4) 使用許諾料が通常の商用許諾料であって、訴訟、買収、破産、清算等の外部要因の影響を受けていないか。

(5) 許諾者と被許諾者との間に親族関係、投資又は関連会社等の利害関係があるか。

(6) その他の要素。

1.10【法定賠償の適用】

事件の既存証拠で権利者の実際の損失、権利侵害者の獲得した利益、使用許諾料を確定することが困難であり、他の合理的な方式を使用して賠償金額を確定することも困難である場合、法定賠償を適用することができる。

原告が法定賠償の適用を明確に要求したが、被告がそれを承認せずかつ権利者の実際の損失、権利侵害者の獲得した利益、使用許諾料等を証明するための一定の証拠を提出した場合、被告が提出した証拠を賠償金額確定のための参考とすることができる。

1.11 【法定賠償の説明】

原告は直接、法定賠償方法により損害賠償を請求する場合、法定賠償の適用の理由及びその賠償金額を主張する関連要素を説明しなければならない。

1.12 【法定賠償金額の確定】

法定賠償金額の確定にあたって、裁判基準の一貫性原則に従い、権利、行為、過失、結果、因果関係等の要素を総合的に考慮し、事件間の共通点と相違点を反映した上で、賠償金額を合理的に確定しなければならない。

1.13 【懲罰的賠償の適用条件】

懲罰的賠償の適用は、法律の規定に従わなければならない。

商標権侵害又は営業秘密侵害等の行為を悪意により実施し、かつ情状が深刻な場合は、懲罰的賠償を適用する。

「悪意」とは、一般的に直接的な故意を指す。「情状が深刻」とは、一般的に被訴行為が深刻な損害結果をもたらしたことを指す。

1.14 【懲罰的賠償の適用方法】

懲罰的賠償の適用は、当事者の主張によるものとする。ただし、一般的に、当事者は第一審の法廷弁論の終結前に当該主張を提出しなければならない。

1.15 【懲罰的賠償における「悪意」の認定】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、「被告が悪意を持つ」と認定することができる。

- (1) 被告又はその支配株主、法定代表者等は発効判決が下された後にも、同一の権利

侵害行為又は不正競争行為を繰り返し実施し、又はその形を変えて繰り返し実施した場合。

(2) 被告又はその支配株主、法定代表者等は権利者による複数回の警告又は行政機関による処罰を受けた後にも、引き続き権利侵害行為又は不正競争行為を実施した場合。

(3) 原告の登録商標を詐称した場合。

(4) 原告の馳名商標の名声に便乗したり、原告の馳名商標を冒認出願したりした場合。

(5) 被告は同一又は類似商品について原告の馳名商標を使用した場合。

(6) 原告と被告との間には労働、労務関係が存在するか、又は代理、許諾、取次販売、協力等の関係を有するか、又は協議したことがあることで、被告が他人の知的財産の存在を明らかに知っている場合。

(7) 被告は被疑行為の隠蔽、権利侵害に係る証拠の偽造又は隠滅等の行為が存在している場合。

(8) 被告は行為保全の裁定の履行を拒否した場合。

(9) その他の状況。

1.16【商標権侵害における「情状が深刻な場合」の認定】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、「商標権侵害の情状が深刻」と認定することができる。

(1) 権利侵害は完全に事業とされた場合。

(2) 被訴行為の継続時間が長かった場合。

(3) 被訴行為が広い区域範囲にわたった場合。

(4) 権利侵害により獲得した利益額が巨大である場合。

(5) 被訴行為が同時に食品、薬品、医療、衛生、環境保護等の関連法律・法規に違反し、人身安全への危害、環境資源の破壊、公共利益への深刻な損害をもたらす可能性がある場合。

(6) その他の状況。

1.17【営業秘密侵害における「情状が深刻な場合」の認定】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、「営業秘密侵害の情状が深刻」と認

定することができる。

(1) 権利侵害は完全に事業とされた場合。

(2) 被訴行為の継続時間が長かった場合。

(3) 被訴行為により営業秘密が公衆に知られた場合。

(4) 権利侵害により獲得した利益額が巨大である場合。

(5) 被告が他人の営業秘密を何度も侵害したか又は他人の複数の営業秘密を侵害した場合。

(6) 被訴行為が同時に食品、薬品、医療、衛生、環境保護等の関連法律・法規に違反し、人身安全への危害、環境資源の破壊、公共利益への深刻な損害をもたらす可能性がある場合。

(7) その他の状況。

1.18 【懲罰的賠償の「基数」】

懲罰的賠償の「基数」は、権利者の実際の損失、権利侵害者の獲得した利益及び使用許諾料を含む。

原告の権利擁護に伴う支払の内の合理的な支出は、一般的に算定基数に計上されない。

1.19 【懲罰的賠償の「倍数」】

懲罰的賠償の金額については、前項で確定された賠償金額を算定基準とし、法定の倍数範囲内に情状酌量した上、確定する。

懲罰的賠償の「倍数」は、整数でなくても可能である。

1.20 【懲罰的賠償と行政過料、刑事罰金との関係】

被告がその同一の被疑行為において既に行政過料又は刑事罰金の処罰を受けたことを理由に、懲罰的賠償から対応する金額を相殺するよう要求した場合は、一般的に支持しない。

1.21 【約定賠償の適用】

当事者が法により賠償金額又は賠償算定方法を約定し、かつ訴訟中において当該約定により賠償金額を確定すると主張した場合は、それを支持しなければならない。

1.22 【合理的な支出の確定原則】

合理的な支出の金額を確定するにあたって、契約、請求書、支払証書等の証拠の真実性、関連性、及び対応する支出の合理性、必要性を総合的に考慮しなければならない。

被告は原告が被疑行為を阻止するために発生した合理的な支出を賠償しなければならないが、当該内容は個別に記載されるものとする。

1.23 【合理的な支出における弁護士費用の確定】

事件内容が簡単で、訴訟物が高くなく、権利・義務が明白な事件について、原告が高額な弁護士費用を主張した場合は、全額で支持すべきでない。

専門性が高く、事件内容が複雑で、仕事量が多い事件について、原告が時間単位の従量課金方式で弁護士費用を主張した場合は、それを支持することができる。

実際に支払われていないが契約の約定により必ず発生する弁護士費用について、弁護士が確かにそれなりの労働を行っておりかつ支払条件にも合致する場合は、それを支持することができる。

1.24 【関連事件の合理的な支出】

関連事件において、原告が被訴行為を阻止するために共同で支払った合理的な支出について、他の事件でその賠償が得られた場合は、繰り返し算定されないものとする。

1.25 【精神的損害賠償の適用】

著作者の人身権及び演出者の人身権侵害の情状が深刻で、かつ権利侵害の差止、影響の排除、謝罪を適用するだけでは原告の被った精神的損害を慰謝するのに足りない場合は、精神的損害賠償金の支払を命じる判決を下さなければならない。精神的損害賠償金は、一般的に 5,000 元以上、10 万元以下のものとする。

1.26【挙証妨害の適用範囲】

知的財産権侵害及び不正競争事件のいずれにおいても、挙証妨害の関連規定を適用して挙証責任の配分、賠償金額の確定を行うことができる。

1.27【挙証妨害の適用条件】

権利者の損失の確定が困難で、原告が権利侵害者の獲得した利益について初歩的な証拠を提出したが、被訴侵害行為に関連する帳簿、資料が主に被告によって把握されている場合、被疑侵害行為に関する帳簿、資料を提出するよう被告に命じることができる。被告が正当な理由なく提出を拒否した場合は、原告の主張及び提出された証拠に基づいて賠償金額を認定することができる。

1.28【挙証妨害の解釈及び結果】

帳簿、資料の提出を被告に命じる場合、その提出を拒否し又は虚偽の帳簿、資料を提出した場合の法的結果を告知しなければならない。

被告が第一審の訴訟において正当な理由なくその提出を拒否し又は虚偽の帳簿、資料を提出したが、第二審の訴訟において対応する証拠を提出し、それをもって第一審の判決で法により認定された事実を覆そうとした場合は、採用されないものとする。

1.29【賠償証拠の保全】

賠償金額に関する証拠が滅失し、又はその後において取得するのが困難となる恐れがある場合、当事者は法により証拠保全を申し立てることができる。

対応する資質のある金融機関が保証書又は独立した保証状の形で証拠保全のための保証を提供した場合は、一般的に許可されるものとする。

1.30【賠償証拠の秘密保持】

当事者によって提出された賠償金額に関する証拠が国家秘密、営業秘密又は法律で守秘すべきであると規定された状況に関わる場合、相手側当事者及びその訴訟代理人に守秘を命じるよう要求することができる。

審査を経て守秘する必要があると認められた場合、秘密保持承諾書の締結を相手側当事者及びその訴訟代理人に命じ、かつ適切な措置を講じて証拠質疑の範囲と方式を限定することができる。

第二章 文字作品に係る法定賠償の裁判基準

2.1 【一般的な考慮要素】

法定賠償を適用して文字作品の賠償金額を確定するにあたって、通常、係争文字作品の独創性、創作コスト、作品又は作者の知名度、作品の潜在的市場価値、関連権利取得のために支払った合理的なコスト、使用許諾料、権利侵害情状、被告の主観的な過失等の要素を考慮することができる。

法定賠償を適用して他の種類の作品の賠償金額を確定する際の一般的な考慮要素は、上記条項を参照することができる。

2.2 【特別な考慮要素】

一般的な考慮要素の他に、文字作品の賠償金額について考慮できる特別な要素としては、国家行政主管部門が規定した原稿料基準、印税率、作品の種類、作品の創作難易度、作品内容の長短等が挙げられる。

2.3 【使用許諾料を参照した基本的賠償基準】

係争文字作品の使用許諾料が同一又は類似方式で取得されたことを判明できる場合、使用許諾料を基礎とし、使用許諾を受けた作品の権利種類、地域範囲、期間、方式等の要素に応じて、比較可能性の原則に従って、参照しながら賠償金額を確定することができる。

係争文字作品が他人の許可を得ずに使用された場合、係争文字作品と種類が同一で、発表時間が近く、題材が類似し、市場知名度が相当する他の作品の使用許諾料を、賠償金額算定のための参考とすることができる。

他の種類の作品については、上記方法を参照して賠償金額を確定することができる。

2.4【業界の利益率を参照した基本的賠償基準その1】

被告が許可を得ずに図書、録音・録画製品等の形で係争文字作品を複製したり発行したりした場合、正規版図書、録音・録画製品の定価、関連業界の平均利益率、権利侵害内容が係争文字作品に占める割合とその複製・発行数との積を参照して、賠償金額を確定することができる。

2.5【業界の利益率を参照した基本的賠償基準その2】

被告が許可を得ずに図書、録音・録画製品等の形で係争文字作品を複製したり発行したりした場合、被疑侵害作品の定価、関連業界の平均利益率、権利侵害内容が被訴侵害作品に占める割合とその複製・発行数との積を参照して、賠償金額を確定することができる。

2.6【権利侵害複製品の最低数量の参照基準】

図書や録音・録画製品の出版社、複製者、発行者等が権利侵害複製品の具体的な数量を提供できるはずであるがその提供を拒否し、又は提供された証拠が採用できない場合、次の各号に掲げる数量を参照して、権利侵害複製品の数量を確定することができる。

- (1) 図書が3,000冊以上であること。
- (2) 録音・録画製品が2万点以上であること。

他の種類の作品については、上記基準を参照し、賠償金額を確定することができる。

2.7【オンライン配信件数を参照した基本賠償基準】

被告が許可を得ずに情報ネットワークを通じて係争文字作品を配信したときにおいて、被訴侵害作品のダウンロード数又は閲覧数を判明でき、かつ被訴侵害製品が有料ダウンロード又は有料閲覧となった場合は、ダウンロード数又は閲覧数を参照して賠償金額を確定することができる。

被訴侵害製品が無料ダウンロード又は無料閲覧となった場合は、ダウンロード数、閲覧数等のデータの生成状況が複雑であるため、ダウンロード数、閲覧数等のデータは、権利者の実際の損失又は権利侵害者の獲得した利益を算定するための参考要素としてのみ使用される。ダウンロード数、閲覧数等のデータについては、論理推理及び日常生活的実践

の法則を活用して合理的に酌量する。

2.8【原稿料を参照した基本的賠償基準】

被告が許可を得ずに図書、刊行物等の発行又は情報ネットワークを通じて係争文字作品を配信し、かつ使用許諾料も出版発行数やダウンロード数、閲覧数も判明できない場合、国家行政主管部門の規定した基本原稿料基準を参照して賠償金額を確定することができる。

オリジナル作品は80～300元/1000文字で計算され、翻訳作品は50元～200元/1000文字で計算され、編集作品は10元～20元/1000文字で計算される。1000文字に足りない部分は1000文字として計算される。

2.9【その他の基本的賠償基準】

係争文字作品はオリジナルであるが、内容が古く、保護期限が近づいており、知名度が低く、又は被告の権利侵害の情状が軽微である場合、40元～80元/1000文字で情状酌量した上、賠償金額を確定することができる。

係争文字作品はオリジナルであるが、情報ネットワークで発表され、内容が長く、独創性が低くかつ知名度が低く、文字数で算定された賠償金額が明らかに不当なほど高い場合、一作品あたり5万元以下で情状酌量した上、賠償金額を確定することができる。

2.10【ダウンロード又はオンライン聴取の同時提供に係る酌量増額基準】

被告が係争文字作品のオンライン閲覧を提供すると同時にダウンロード又はオンライン聴取を提供した場合、前記2.8条に定めた基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～2倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

2.11【広告への使用に係る酌量増額基準】

被告が許可を得ずに広告方式で係争文字作品を使用した場合（刊行物広告、屋外広告、インターネット広告、店頭広告又は販売促進動画等での使用を含む）、広告主の広告投入、製作者の受取った制作費及び作品の知名度、係争文字作品の広告での役割、被告の経営規

模及び権利侵害方式・範囲等を総合的に考慮し、前記 2.9 条の規定以外の基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～10 倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

2.12【映画・テレビへの使用に係る酌量増額基準】

被告が許可を得ずに係争文字作品を改作しかつ映画、テレビドラマ、オンラインゲーム、ショートムービーに撮影、制作した場合、前記 2.9 条の規定以外の基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～20 倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

2.13【知名度に係る酌量増額基準】

係争文字作品は国際又は国内で有名な賞を受賞した、国際又は国内の閲読・販売ランキング上位に入った、その作者の知名度が高い等の情状がある場合、前記 2.9 条の規定以外の基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～5 倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

2.14【権利侵害の情状が深刻な場合の酌量増額基準】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、権利侵害の情状が深刻な場合に属し、前記 2.9 条の規定以外の基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～5 倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

- (1) 被訴行為の継続時間が長かった場合。
- (2) 被訴行為の影響が大きかった場合。
- (3) 権利者から権利侵害の警告又は通知が出された後にも被訴行為が続いた場合。
- (4) 権利侵害を繰り返し実施し、又は形を変えて同一の被訴行為を繰り返し実施した場合。
- (5) 権利侵害により獲得した利益額が巨大である場合。
- (6) その他の状況。

他の種類の作品については、上記規定を参照することができる。

2.15【酌量増額状況の累算】

本章に掲げた酌量増額状況は累算できるが、累算後の総額は著作権法に定めた法定賠償金額を超えてはならない。

他の種類の作品については、上記規定を参照することができる。

2.16【酌量減額状況】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、前記基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、賠償金額を減らすことができる。

- (1) 係争文字作品の独創性が低い場合。
- (2) 権利者との連絡が取れにくくかつ既に使用料を関連機関に預託した場合。
- (3) 原告が低価値の文字作品を大量に購入し、訴訟を一括提起した場合。
- (4) 被訴行為が国家政策の実行に該当するか又は公益性を有するものである場合。
- (5) 前記基準によって算定された賠償金額が係争文字作品の市場価値より明らかに不当なほど高く、又は同類作品の市場価値より明らかに不当なほど高い場合。
- (6) その他の状況。

他の種類の作品については、上記規定を参照することができる。

第三章 音楽作品に係る法定賠償の裁判基準

3.1【特別な考慮要素】

一般的な考慮要素の他に、音楽作品の法定賠償について考慮できる特別な要素としては、音楽作品の種類、音楽作品の長さ、音楽作品が既に著作権団体管理組織によって管理されているか否か等が挙げられる。

3.2【複製、発行、オンライン再生の基本的賠償基準】

被告が許可を得ずに録音・録画製品の形で係争音楽作品を複製、発行するか又は係争音楽作品をオンラインで再生し、かつ他の参考要素がないときにおいて、原告が歌詞と曲の著作権者である場合、音楽作品1曲あたりの賠償金額は一般的に600元以上であり、歌詞

と曲の著作権者がその賠償金額に占める割合は 40%、60%である。原告が録音製作者である場合、音楽作品 1 曲あたりの賠償金額は一般的に 2,000 元以上である。原告が演出者である場合、音楽作品 1 曲あたりの賠償金額は一般的に 400 元以上である。

被告が許可を得ずに図書、雑誌等のキャリアで係争音楽作品を複製、発行した場合、文字作品の関連規定を参照して賠償金額を確定することができる。

3.3 【再生・ダウンロードの同時提供に係る酌量増額基準】

被告が許可を得ずに係争音楽作品のオンライン再生とダウンロードを同時に提供した場合、前記オンライン再生の基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1~2 倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

3.4 【ライブ公開演出の基本的賠償基準】

被告が許可を得ずに係争音楽作品のライブ演出を非無料で行ったときにおいて、ライブ演出の入場料収入が確定できる場合、入場料収入からライブ演出の曲数を引いた値を基数とし、当該基数の 5%~10%で情状酌量した上、賠償金額を確定することができ、音楽作品 1 曲あたりの賠償金額は 3,000 元以上であり、歌詞と曲の著作権者がその賠償金額に占める割合は 40%、60%である。

上記方法により賠償金額が確定できない場合、公演現場の規模、公演の性質、上演回数等の要素を総合的に考慮し、音楽作品 1 曲あたり 3,000 元以上で賠償金額を確定し、歌詞と曲の著作権者がその賠償金額に占める割合は 40%、60%である。

3.5 【経営場所でのバックグラウンドミュージック再生の基本的賠償基準】

被告が許可を得ずに経営場所で係争音楽作品をバックグラウンドミュージックとして再生したときにおいて、原告が歌詞と曲の著作権者である場合、音楽作品 1 曲あたりの賠償金額は一般的に 600 元以上であり、歌詞と曲の著作権者がその賠償金額に占める割合は 40%、60%である。

3.6 【音楽作品放送の基本的賠償基準】

被告が許可を得ずに係争音楽作品を放送して放送権を侵害した場合、前記 3.5 条に定めた基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、賠償金額を確定することができる。

3.7 【ライブ配信の基本的賠償基準】

ライブ配信者が許可を得ずにライブ配信中において係争音楽作品を再生したり歌ったりした場合、ライブ配信者の知名度、ライブのオンライン視聴者数、ライブの「いいね」獲得数及び投げ銭総額、プラットフォームの知名度等の要素に基づき、前記オンライン再生、ライブ演出の基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、賠償金額を確定することができる。

3.8 【広告への使用に係る酌量増額基準】

被告が許可を得ずに係争音楽作品をテレビ広告、インターネット広告、プロモーション動画、商業販促イベント現場等に使用した場合、前記基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～10 倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

3.9 【知名度に係る酌量増額基準】

係争音楽作品は国際又は国内で有名な賞を受賞した、国際又は国内の音楽ランキング上位に入った、アルバムの販売数が国際又は国内の販売数ランキング上位に入った、国際又は国内の有名な映画・ドラマの主題曲となった等の情状がある場合、前記基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～5 倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

3.10 【権利侵害の情状が深刻な場合の酌量増額基準】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、権利侵害の情状が深刻な場合に属し、前記基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～5 倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

- (1) 係争音楽作品を無断で主題曲とした場合。
- (2) 人気のバラエティ番組で係争音楽作品を無断で使用した場合。

- (3) 被訴侵害製品がランキング上位に入った場合。
- (4) その他の状況。

3.11 【酌量減額状況】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、前記基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、賠償金額を減らすことができる。

- (1) 係争音楽作品の使用された楽譜における小節、歌詞が少ない場合。
- (2) その他の状況。

第四章 美術作品に係る法定賠償の裁判基準

4.1 【特別な考慮要素】

一般的な考慮要素の他に、美術作品の法定賠償について考慮できる特別な要素としては、美術作品の種類、権利侵害商品における美術作品の貢献度等が挙げられる。

4.2 【複製、発行数を参照した基本的賠償基準】

被告が許可を得ずに係争美術作品を複製、発行した場合、係争美術作品の正規品の定価に権利侵害複製品の数量を掛けた上に、係争美術作品の占めた紙面、位置、使用回数、貢献度等の要素に基づいて酌量した適切な比率を掛けて、賠償金額を確定することができる。

4.3 【複製、発行、映写、オンライン拡散の基本的賠償基準】

被告が許可を得ずに係争美術作品について複製、発行、映写、情報ネットワークを通じた配信を行った場合において、他の参考要素がないときは、美術作品1点あたりの賠償金額は一般的に800元～3,000元である。

4.4 【展示の基本的賠償基準】

被告が許可を得ずに係争美術作品の原物又は複製物を公然と陳列した場合、陳列場所の

規模、陳列場所の性質、入場料を取ったか否か及び入場料の価格、具体的な展示方式及び時間等の要素に基づき、前記 4.3 条に定めた基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、賠償金額を確定することができる。

4.5【映画・テレビへの使用に係る酌量増額基準】

被告が許可を得ずに係争美術作品を使用してアニメーション映画を製作し、又は係争美術作品を映画・ドラマの主な道具、オンラインゲームの要素等として使用した場合、前記 4.3 条に定めた基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～20 倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

4.6【広告への使用に係る酌量増額基準】

被告が許可を得ずに係争美術作品を刊行物広告、平面印刷された広告宣伝物、屋外広告、店頭広告、テレビ広告、販売促進動画、インターネット広告等に使用した場合、前記 4.3 条に定めた基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～5 倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

4.7【その他の商業利用に係る酌量増額基準】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、許可を得ずに係争美術作品を商業利用した場合に属し、前記 4.3 条に定めた基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～10 倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

- (1) 係争美術作品を商品として製作した場合。
- (2) 係争美術作品を企業標章として使用した場合。
- (3) 係争美術作品を商品の包装・装飾とした場合。
- (4) その他の状況。

4.8【知名度に係る酌量増額基準】

係争美術作品は国際又は国内で有名な賞を受賞した、競売際の落札価格が高かった、公衆に広く知られている等の情状がある場合、前記 4.3 条に定めた基本的賠償基準に照ら

し合わせ、情状酌量の上、1～5 倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

4.9 【権利侵害の情状が深刻な場合の酌量増額基準】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、権利侵害の情状が深刻な場合に属し、前記 4.3 条に定めた基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～5 倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

(1) 専門の写真系ウェブサイト、クライアントソフトウェア又は公式アカウント等を通じて、権利侵害となった美術作品を大量に掲載しかつ公衆がダウンロードできるようにした場合。

(2) 係争美術作品を強調して使用した場合。

(3) 権利侵害商品の販売数が大きかった場合。

(4) 被訴侵害作品の影響力が大きかった場合。

(5) その他の状況。

4.10 【酌量減額状況】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、前記 4.3 条に定めた基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、賠償金額を減らすことができる。

(1) 係争美術作品がシリーズ作品であり、各作品間は細部にしか相違点がない場合。

(2) その他の状況。

第五章 撮影作品に係る法定賠償の裁判基準

5.1 【特別な考慮要素】

一般的な考慮要素の他に、撮影作品の法定賠償について考慮できる特別な要素としては、撮影作品の撮影難易度、撮影作品の解像度（フォーマット、寸法）、ポスト・プロダクションコスト、被訴侵害作品の解像度、権利侵害商品における撮影作品の貢献度等が挙げられる。

5.2【複製、発行数を参照した基本的賠償基準】

被告が許可を得ずに撮影作品を複製、発行した場合、美術作品 4.2 条の規定を参照して賠償金額を確定することができる。

5.3【複製、発行、映写、オンライン配信の基本的賠償基準】

被告が許可を得ずに係争撮影作品について複製、発行、映写、情報ネットワークを通じた配信を行った場合において、他の参考要素がないときは、撮影作品 1 点あたりの賠償金額は一般的に 500 元～2,000 元である。

5.4【VR パノラマ撮影作品に係る酌量増額基準】

被告が許可を得ずに VR パノラマ撮影作品を使用した場合、VR パノラマ撮影作品の単視点画像の枚数、作品の表現場面の効果、撮影コスト、製作難易度等の要素に基づき、前記撮影作品の基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～5 倍引き上げて各 VR パノラマ撮影作品の賠償金額を確定する。

5.5【スポーツ試合等の大型イベントの現場撮影作品に係る酌量増額基準】

被告が許可を得ずにスポーツ試合等の大型イベントの現場撮影作品を使用した場合、試合のレベル、被写体、撮影難易度、表現された画面の希少性、作品の時効性等の要素に基づき、前記撮影作品の基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～5 倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

5.6【酌量減額状況】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、前記基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、賠償金額を減らすことができる。

- (1) 被訴侵害作品の画素数が低く、サイズが小さい場合。
- (2) 係争撮影作品がシリーズ作品であり、各作品間は細部にしか相違点がない場合。
- (3) その他の状況。

5.7【準用】

撮影作品の展示に係る基本的賠償基準、映画・テレビへの使用、広告への使用、その他の商業利用、知名度、権利侵害の情状が深刻な場合の酌量増額基準は、美術作品の関連規定を準用する。

第六章 ビデオ作品・製品に係る法定賠償の裁判基準

6.1【ビデオの範囲】

本章で定められたビデオ作品及び製品は、映画（ミニ映画）、ドラマ、アニメーション動画、ドキュメンタリー、ショートビデオ、MTV、バラエティ番組映像、スポーツ番組映像、連続したゲーム画面等を含む。

6.2【特別な考慮要素】

一般的な考慮要素の他に、ビデオ作品・製品の法定賠償について考慮できる特別な要素としては、次の各号に掲げるものが挙げられる。

(1) ビデオの具体的な状況。例えば、ビデオの種類、時間、興行収入、視聴率、クリック率、スケジュール、国家行政主管部門が発表した早期警戒リストにおける作品に属するか否か等。

(2) 原告が許諾された具体的な範囲及び種類。例えば、拡散ルート、拡散プラットフォーム、再許諾可否等。

(3) 原告による係争ビデオ提供のビジネスモデル、課金基準等。

(4) 被訴行為が絶賛放送中又は絶賛放映中に発生したか否か、被訴侵害ビデオの解像度、被訴侵害ビデオの影響力等。

(5) その他の要素。

6.3【放送、放映の基本的賠償基準】

被告が許可を得ずに係争ビデオ作品を放送又は放映した場合において、他の参考要素がないときは、映画、ドラマ、ドキュメンタリー、アニメーション動画類の作品1部あたり

の賠償金額は一般的に 2 万元以上であり、ミニ映画類の作品 1 部あたりの賠償金額は一般的に 1 万元以上であり、バラエティ番組映像類の作品 1 回あたりの賠償金額は一般的に 3,000 元以上であり、その他のショートビデオ類の作品 1 本あたりの賠償金額は一般的に 2,000 元以上である。

6.4 【オンライン再生課金を参照した基本賠償基準】

被告が許可を得ずに係争ビデオ作品・製品をオンラインで再生し、かつその視聴が有料となった場合、1 部の課金基準、会員課金基準等の異なる課金方式及び課金基準を参照し、製品又は作品 1 部あたりの賠償金額を確定することができる。

6.5 【オンライン再生の基本賠償基準】

被告が許可を得ずに係争ビデオ作品・作品をオンラインで再生した場合において、他の参考要素がないときは、映画、ドラマ、ドキュメンタリー、アニメーション動画類の作品 1 部あたりの賠償金額は一般的に 3 万元以上であり、ミニ映画類の作品 1 部あたりの賠償金額は一般的に 1.5 万元以上であり、バラエティ番組映像類の作品 1 回あたりの賠償金額は一般的に 4,000 元以上であり、その他のショートビデオ類の作品 1 本あたりの賠償金額は一般的に 2,500 元以上であり、録画製品 1 部あたりの賠償金額は一般的に 500 元以上である。

6.6 【再生・ダウンロードの同時提供に係る酌量増額基準】

被告が許可を得ずに係争ビデオ作品・作品をオンラインで再生しかつそのダウンロードを提供した場合、前記オンライン再生の基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～2 倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

6.7 【インターネットカフェでの再生の基本的賠償基準】

被告が許可を得ずに係争映画・テレビ作品をインターネットカフェのローカルエリアネットワークにアップロードし、又は映画・テレビ作品の内蔵されたソフトウェアを第三者から購入してインターネットカフェのローカルエリアネットワークにインストールしか

つネットワーク更新サービスを受けて、過失があった場合、一作品あたりの賠償金額は一般的に 3000 元～8000 元である。

6.8 【VOD 再生の基本賠償基準】

被告が許可を得ずにホテル、レストラン等の場所で VOD システムを通じて係争映画・テレビ作品を再生した場合、一作品あたりの賠償金額は一般的に 1 万円～3 万円である。

6.9 【カラオケ経営者に係る考慮要素】

カラオケ経営者が許可を得ずに係争 MTV を使用した場合、係争曲の知名度、創作時間、再生回数、全業界のデマンド報告、経営場所の規模、地理的位置及び各主体の利益バランス等の要素を総合的に考慮し、賠償金額を確定することができる。

6.10 【カラオケ経営者に係る基本的賠償基準】

カラオケ経営者が権利者の許可を得ず、かつ著作権団体管理組織との使用許諾契約の締結及び費用の支払も行わなかった場合、一曲あたりの賠償金額は一般的に 200 元～800 元である。

カラオケ経営者が著作権団体管理組織と使用許諾契約を締結しかつ費用を支払ったが、著作権団体管理組織が係争曲の関連許諾を得なかった場合、カラオケ経営者は依然として賠償責任を負い、一曲あたりの賠償金額は一般的に 200 元以下である。

6.11 【断片分割の基本的賠償基準】

被告が許可を得ずに係争映画、ドラマ、バラエティ番組映像、スポーツ番組映像、連続したゲーム画面等を複数の断片に分割し、情報ネットワークを介して拡散することで、分割されたビデオを置き換えるか又は基本的に置き換えることができる場合、前記オンライン再生の基本的賠償基準に基づき、賠償金額を確定することができる。被疑侵害断片が分割されたビデオを置き換えることができない場合、一断片あたりの賠償金額は一般的に 500 元以上であるが、賠償金額は作品全体の基本的賠償基準を超えてはならない。

6.12【知名度に係る酌量増額基準】

係争ビデオは国際又は国内で有名な賞を受賞した、興行収入が高かった、視聴率又はクリック率が高かった等の情状がある場合、前記基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～5倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

6.13【権利侵害の情状が深刻な場合の酌量増額基準】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、権利侵害の情状が深刻な場合に属し、前記基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～5倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

- (1) 被訴行為が初回放送日・放映日の前又は絶賛放送中、絶賛放映中に発生した場合。
- (2) 係争ビデオをホームページ、人気コラム等ユーザーの注目度が高いページに推奨した場合。
- (3) 係争ビデオを広告に使用し、又はそのシーンを切り取って広告に製作した場合。
- (4) その他の状況。

6.14【酌量減額状況】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、前記基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、賠償金額を減らすことができる。

- (1) 係争ビデオの著作権保護期間がまもなく満了する場合。
- (2) 係争ビデオが審査・許可を得ずに中国国内で公開配信された場合。
- (3) その他の状況。

第七章 商標権侵害に係る法定賠償の裁判基準

7.1【考慮要素】

法定賠償を適用して商標権侵害行為の賠償金額を確定するにあたり、係争商標の顕著性、知名度、名声、商標権者の商品単価及び利益、被訴侵害商品の単価及び利益、被告の種類、経営方式、経営規模、権利侵害の情状、主観的な悪意等の要素を総合的に考慮する

ことができる。

7.2 【考慮証拠】

原告が法定賠償を主張する際に提出した下記の証拠について、明らかに常識に合致しないか又は反対証拠がある場合を除き、それを採用することができる。

- (1) 被告が公に宣言した販売数、売上、利益等。
- (2) 第三者プラットフォームで表示された被疑侵害商品の販売数、売上、利益等。
- (3) 国家行政主管部門、業界協会、中立機構によって発表された統計報告書又は業界報告書で表示された業界の平均販売数、売上、利益等。
- (4) 被告と比較可能な第三者の販売数、売上、取引価格、利益等。
- (5) 業界の慣例に合致した平均価格。
- (6) その他の証拠。

前記第(1)(2)号に掲げる証拠について、被告が誇張宣伝又は受注履歴偽造、販売数偽造等のみを理由に否認した場合は、一般的にそれを支持しない。

7.3 【生産者に係る基本的賠償基準】

被疑侵害商品の生産者を被告とする場合、権利侵害商品の販売価格、被告の生産規模、商標使用許諾料、商品の利益率等の要素に基づき、情状酌量の上、賠償金額を確定することができる。その賠償金額は一般的に20万元以上である。

7.4 【オフライン販売による直接権利侵害の基本的賠償基準】

被訴侵害商品のオフライン販売者を被告とする場合において、他の参考要素がないときは、賠償金額は一般的に2000元～3万元である。

7.5 【オンライン販売による直接権利侵害の基本的賠償基準】

被訴侵害商品のオンライン販売者を被告とする場合、7.4条の規定を参照し、情状酌量の上、賠償金額を確定することができる。

7.6【販売者による直接権利侵害に係る酌量増額基準】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、上記販売者に係る基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～5倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

- (1) 被訴侵害商品の販売数、ユーザーのコメント数が多かった場合。
- (2) オフライン経営規模が大きかった場合。
- (3) 経営場所が繁華街に位置した場合。
- (4) オンライン店舗のフォロー数、お気に入り登録数、店舗会員数が多かった場合。
- (5) 係争商標を使用した商品の価格が高かった場合。
- (6) その他の状況。

7.7【権利侵害幫助の賠償基準】

被告がスーパーマーケット、ショッピングモール、市場又は電子商取引プラットフォーム等の経営者にすぎない場合、前記賠償基準に照らし合わせ、その主観的な過失の程度に応じて、情状酌量の上、賠償金額を確定することができる。

7.8【知名度に係る酌量増額基準】

係争商標の知名度が高いか又は商標権者の知名度が高い場合、上記基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～5倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

係争商標が被訴行為の発生及び継続期間において馳名商標であった場合、上記基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、5～10倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

7.9【権利侵害の情状が深刻な場合の酌量増額基準】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、権利侵害の情状が深刻な場合に属し、前記基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、1～5倍引き上げて賠償金額を確定することができる。

- (1) 被訴行為の継続時間が長かった場合。
- (2) 被訴行為が広い区域範囲にわたった場合。

- (3) 権利侵害により獲得した利益額が大きかった場合。
- (4) その他の状況。

7.10【一括権利擁護に係る酌量減額状況】

原告が同一の商標に基づき、異なる販売者に対してそれぞれ訴訟を提起したが、事件の件数が多くかつ賠償の累積総額が明らかに不合理であるか、又は生産者を明らかに知りながらも起訴しない等不合理な状況がある場合には、上記基本的賠償基準の下限の60%～70%で賠償金額を確定する。

7.11【その他の酌量減額状況】

前記規定によって算定された賠償金額は、係争商標の市場価値より明らかに不当なほど高い等の情状がある場合、事件の具体的な状況に応じて、前記基本的賠償基準に照らし合わせ、情状酌量の上、賠償金額を減額することができる。

第八章 不正競争行為に係る法定賠償の裁判基準

8.1【適用範囲】

反不正競争法で規定された具体的な不正競争行為及び原則性条項の違反に係る不正競争行為の賠償金額を確定する際に、経営者の実際の損失、権利侵害者の獲得した利益のいずれも確定しにくい場合は、いずれも法定賠償を適用することができる。

8.2【考慮要素】

法定賠償を適用して不正競争行為の賠償金額を確定するにあたって、次の各号に掲げる要素を総合的に考慮することができる。

- (1) 不正競争行為による原告の実際の損失への影響。
- (2) 原告が不正競争行為により生じた投資収益及び取引機会の減少又は喪失、競争上の優位性の低下、顧客の流失、市場シェアの低下及び商業的信頼・名誉の毀損。
- (3) 被告が獲得し得る利益又はその他の潜在的利益。

- (4) 業界の特徴、ビジネスモデル。
- (5) その他の要素。

8.3【「模倣」行為の基本的賠償基準】

被告が反不正競争法第六条で規定された行為を実施した場合、その賠償金額は一般的に10万元以上である。

8.4【複数の「模倣」行為の算定】

同一事件において、被告が複数の「模倣」行為を実施し、異なる損害結果をもたらした場合、その賠償金額は其々に算定されるべきである。

8.5【「模倣」商品販売に係る賠償の参考】

被訴行為が反不正競争法第六条の規定に違反し、かつ被告が販売者である場合、第七章の販売者に関する規定を参照し、情状酌量の上、賠償金額を確定することができる。

上記被告は合法的出所による抗弁を申し立てることができ、その抗弁が成立した場合、損害賠償責任を負わないものとする。

8.6【営業秘密侵害に係る賠償の考慮要素】

法定賠償を適用して営業秘密侵害の賠償金額を確定するにあたって、営業秘密の市場価値、即ち営業秘密の種類、研究開発コスト、革新水準、競争上の優位性の維持できる時間、譲渡費用、使用許諾料等の実際の収益又は収益予想、被疑行為の性質、継続時間、範囲及び結果等の要素を総合的に考慮することができる。

8.7【複数の営業秘密侵害の算定】

同一事件において、被告が原告の複数の営業秘密を侵害した場合、その賠償金額は別々に算定されるべきである。

8.8【営業秘密侵害商品の販売に関する免責】

被告が営業秘密侵害品を販売していることを知らず、かつ当該商品が、自分が合法的に取得したものであることを証明しかつその提供者を説明することができる場合、一般的に損害賠償責任を負わず、販売停止の責任のみを負うものとする。

8.9【商業的中傷の基本的賠償基準】

被告が営業誹謗行為を実施した場合、その賠償金額は一般的に1万元以上である。

8.10【インターネット上の不正競争行為に係る賠償の考慮要素】

被告が主に技術的手段を利用し、インターネットを通じて被訴行為を実施した場合、トラフィック損失を参照し、情状酌量の上、賠償金額を確定することができる。トラフィック損失は原告がトラフィック減少により生じた利益損失、広告クリック数の減少により生じた利益損失、会員費用損失、トラフィック基礎データ及びデータ製品の販売許諾損失、トラフィック収益化能力の低減等の要素によって確定することができる。

付則

本意見は発行した日より施行され、「北京市高級人民法院による著作権侵害に係る損害賠償責任の確定に関する指導的意見」（京高法発[2005]12号）は同時に廃止される。北京市高級人民法院が以前に公布した他の関連規定が本意見と一致しない場合、本意見に準ずる。

出所：

2020年4月23日付け北京法院ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2020/04/id/5090617.shtml>

<http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2020/04/id/5091211.shtml>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。